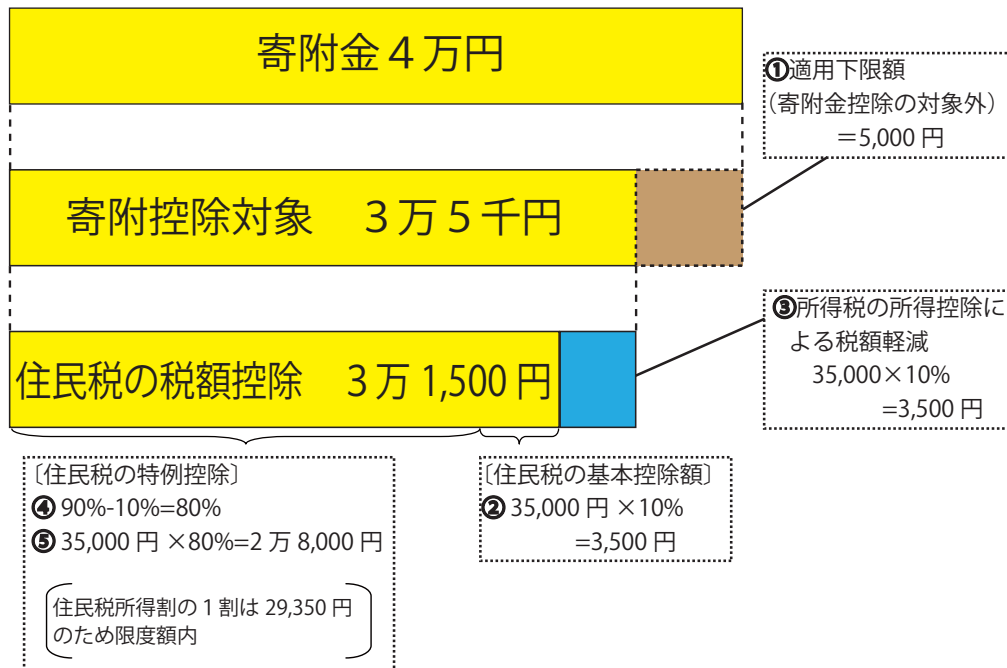


# 地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附金の控除額の計算方法

※ 寄附金控除を受けるためには、寄附をした地方公共団体から送られる「寄附金受領証明書」を添えて確定申告をする必要があります。控除計算の詳しい内容については、お住まいの市区町村の税務担当課にお問い合わせ下さい。

(例) 給与収入 700 万 夫婦 + 子ども 2 人のサラリーマンが地方公共団体に 4 万円を寄附した場合  
 ※所得税の税率 10% ※個人住民税所得割 293,500 円



① 地方公共団体（都道府県・市区町村）に対する寄附金から 5,000 円を控除します。

注) 1. 複数の地方公共団体に寄附を行った場合は、その寄附金を合計した額  
 2. 総所得金額等（サラリーマンの場合、給与収入から給与所得控除額を控除した金額、年金受給者の場合、年金収入から公的年金等控除額を控除した金額）の 30% が限度

② ①で求めた額に 10% を乗じます・・・〔住民税の基本控除額〕

③ 所得税の税額軽減は、①で求めた金額に 10% を乗じます。

～参考～

《夫婦 + 子ども 2 人の場合における所得税の控除率》

年収	概ね	600万円まで	5%
	概ね	780万円まで	10%
	概ね	1,200万円まで	20%
	概ね	1,430万円まで	23%
	概ね	2,380万円まで	33%
	概ね	2,380万円超	40%

④ 90% から③の計算の際に用いた所得税の控除率を引きます。

⑤ ①で求めた額に④で求めた率を乗じます・・・〔住民税の特例控除〕  
 なお、⑤の額については住民税所得割の 1 割が限度額となります。

よって左記の例で住民税から控除される額は、②+⑤で 31,500 円となります。

注: 1 子どもの内 1 人は特定扶養親族（扶養親族で 16 歳以上 23 歳未満の者）としています。  
 2 社会保険料は、給与収入の一定割合と仮定して計算しています。  
 3 上記の外、生命保険料控除など諸控除がありますので、実際の寄附金控除は変動します。